

○大阪国際空港における映画、テレビ、写真等の空港内撮影 の取扱いに関する規程

(平成28年1月20日 規程第49号)

最終改正 令和6年5月29日 規程第89号

(目的)

第1条 この規程は、大阪国際空港（以下「空港」といいます。）内の関西エアポート株式会社（以下「会社」といいます。）が運営する施設等において行なう映画、テレビ、写真等の撮影（以下「撮影」といいます。）に関する許可申請手続き、撮影に係る料金（以下「撮影料」といいます。）その他必要な事項を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 撮影とは次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 劇場映画、テレビ、新聞、CMフィルム（CMスポットを含みます。）等の撮影
- (2) 広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のため行なう写真撮影
- (3) 教材その他広告資料等の作成のため行なう撮影

(主管部署)

第3条 この規程の主管部署は、管理本部グループコーポレートコミュニケーション部パブリックリレーション（以下「CC部」といいます。）とします。

(撮影場所)

第4条 撮影のために使用できる場所は、旅客ターミナルビル、道路（豊中空港警察署長又は伊丹空港警察署長の許可を必要とする部分については、当該許可を受けることを条件とします。）、その他会社が認めた場所とします。ただし、大阪国際空港制限区域安全管理規程第2条に規定する制限区域及び大阪国際空港保安区域安全管理規程第3条に規定する保安区域における撮影は、原則として認めないものとします。

(撮影時間)

第5条 原則として、撮影時間は、午前9時から午後6時までの間（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び空港の管理運営上会社が指定する日を除きます。）で会社が指定した時間とします。

(撮影許可申請)

第6条 撮影を行おうとする者は、撮影を行おうとする日の5営業日前までに空港内撮影許可申請書（第1号様式）（以下「申請書」といいます。）1通及び撮影企画書を会社に提出しなければなりません。

(撮影許可)

第7条 会社は、前条の申請書を受理した場合は、撮影の目的、日時、場所、人員、撮影内

容等について審査を行い、撮影内容が空港のイメージを損なわないものであるなど、当該撮影を許可することが適当であると認めるときは、当該申請書の提出者に対し、その旨を通知するものとします。この場合において、会社は、必要に応じ条件を付することがあります。

- 2 会社は撮影を許可した者に対し、空港内撮影許可証を交付し、会社が指定する撮影用の腕章を貸与するものとします。

(撮影料等)

第 8 条 前条第 2 項の空港内撮影許可証の交付を受けた者（以下「撮影者」といいます。）は、次に掲げるところにより会社に撮影料を支払わなければなりません。

- (1) 撮影料の額は、撮影時間及び対象人数に応じて別紙に定めるとおりとします。また、第 5 条に定める撮影時間以外の時間に撮影したときは、基本料金に特別料金を加算した額をお支払いいただきます。
- (2) 撮影者は、前項に定める額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を、撮影終了後に会社が発行する請求書に基づき、指定された期限までに指定された方法により支払うものとします。
- (3) 会社は、撮影者が撮影料の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、支払期限の翌日から納入された日までの期間に応じ、14.5 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収することができるものとします。
- (4) 前号の延滞金の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(撮影料の減免)

第 9 条 会社は、前条第 1 号の規定にかかわらず、次に該当する撮影料については、減免することとします。

(1) 撮影料の半額

- ・ 空港名の明記もしくは空港で撮影したとわかる表現・セリフ等があるもの
※エンドロール等での記載は除く

(2) 撮影料の免除

- ・ 国、地方公共団体等が広報活動の一環として行う撮影に係るもの
- ・ 教育又は福祉に使用されるもの
- ・ 空港内の事業所が研修又は自社の広報のために行う撮影に係るもの
- ・ 空港の広報宣伝に資する場合で、会社が協賛、後援を行う等、会社が適当と認めるもの
- ・ 報道機関の報道に関する取材の場合 ※企画番組は除く

(撮影許可内容の変更)

第 10 条 撮影者が、空港内撮影許可証の交付を受けた日から撮影の実施予定日までの間に撮影許可を受けた内容について変更を希望するときは、速やかにその変更の内容を会社に申し出て、許可を受けなければなりません。

(撮影の中止及び延期)

第 11 条 会社は、国公賓等の VIP が出入りする時間帯、旅客の混雑時、その他空港の管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に若しくは実施中に撮影を中止させ、又は延期させることがあります。

(撮影料の特例)

第 12 条 会社は、前条により会社の都合で撮影時間を第 5 条に定める撮影時間以外の撮影時間に変更させた場合は、第 8 条第 1 項に定める特別料金は徴収しないものとします。

(現場責任者等)

第 13 条 撮影者は、撮影の実施に当たっては、現場責任者を定めるとともに保安のための要員を配置する等、事故及びトラブルの防止に努めなければなりません。

2 現場責任者は、撮影実施中第 7 条第 2 項の空港内撮影許可証を携帯するとともに、会社が提示を求めたときは、これに従わなければなりません。

3 撮影者及び当該撮影に参加するすべての者（以下「撮影者等」といいます。）は、撮影中は、第 7 条第 2 項で貸与を受けた会社の撮影用腕章を着用しなければなりません。ただし、会社が認めた場合はそれに限りません。

(禁止行為)

第 14 条 撮影者等は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 許可を受けた場所以外の場所で撮影をし、又は許可を受けた場所を撮影以外の目的に使用すること。
- (2) 旅客、送迎人、見学者、従業員等に対し迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) 会社の承認を受けないで、会社の施設等に商号、商標又は広告その他これに類する表示をすること。
- (4) 会社の承認を受けないで、撮影する部分に造作すること。
- (5) 会社の施設、設備等を移動すること。
- (6) 会社の電源を使用すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(中止、退去等)

第 15 条 会社は、撮影者等がこの規程に違反したとき又は会社の指示に従わないときは、直ちに撮影を中止させ、空港からの退去を求める等必要な措置を講ずることがあります。

(原状回復)

第 16 条 撮影者は、撮影の終了後、撮影に当たって使用した施設、物品等を速やかに原状に回復し、会社の確認を受けなければなりません。

(損害賠償)

第 17 条 撮影者等が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損し、汚損し、亡失し、又

はその他の行為により、会社に損害を与えた場合又は旅客その他の第三者に損害を与えた場合は、撮影者は、直ちにその旨を会社に報告するとともに、速やかにその損害を賠償しなければなりません。また、撮影者等が旅客その他の第三者の故意又は過失により受けた損害について、撮影者等は、会社に対し賠償の請求をすることができません。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行します。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

関西エアポート株式会社御中

会 社 名

郵便番号

住 所

代表者名

印

担当者名

T E L

空港内撮影許可申請書

下記により空港内で撮影をしたいので申請します。

なお、撮影にあたっては、大阪国際空港における映画、テレビ、写真等の空港内撮影の取扱いに関する
規程及び諸規程を厳守するとともに、撮影に伴う物的、人的損害に対しては、その責任の一切を負います。

1 日 時： 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分

2 目 的：

（具体的に）

3 撮影希望場所（希望場所の○を黒く塗りつぶして下さい。）

（1） ○旅客ターミナル

○ 4 F 展望デッキ

○ 2・3 F レストラン、ショップエリア

○ 2 F 南・北ターミナル出発フロア

○ 1 F 南・北ターミナル

○ 1 F 中央到着フロア

○ 1 F 連絡通路

（2）その他 （ ）

*制限区域、保安区域を含む場合は、有資格者の同行が必要です。

4 制作担当社： T E L

5 現場責任者： T E L

当日連絡先（携帯）

6 使用機材：

7 備考：

※撮影企画書を併せてお送りください

※10名以上の場合は別紙で添付

※ご記入いただきました氏名、住所、電話番号等個人情報 は本撮影の申請手続きのためにのみ利用します。

制限区域・保安区域立入時の 有資格同行者	氏名：		ID番号：	
	会社名：		電話：	
制限区域車両運行の有無	有・無	車両番号：		RJ00：

関西エアポート株式会社
年 月 日

撮影料

上記要件に基づき空港内の撮影を許可します

承	認	欄
CC部		

備考：

(別紙) (第8条、第9条関係)

大阪国際空港内撮影料について

本料金は、大阪国際空港内で、映画、テレビ、写真等の撮影（報道目的以外の撮影）を行う場合にお支払いいただくものです。

1. 料金設定

- ・撮影料は、撮影に関わる全ての人数（監督、カメラマン、出演者、スタッフ、エキストラ等）と、撮影に要する時間で設定しています。

料金区分	金額（消費税及び地方消費税を除く）
基本料金	30,000 円／日
撮影に関与する人数の 1 時間あたり	3,000 円／時間

2. 撮影料の減免

以下に該当する場合は撮影料を半額もしくは免除とします。

（1）撮影料半額

- ・空港名の明記、大阪国際空港で撮影したとわかる表現・セリフ等があるもの

※エンドロール等での記載は除く

（2）撮影料免除

- ・国、地方公共団体等が広報活動の一環として行う撮影に係るもの
- ・教育又は福祉に使用されるもの
- ・空港内の事業所が研修又は自社の広報のために行う撮影に係るもの
- ・空港の広報宣伝に資する場合で、会社が協賛、後援を行う等、会社が適当と認めるもの
- ・報道機関の報道に関する取材の場合 ※企画番組は除く

3. お支払い方法

- ・撮影料の額は、撮影時間及び対象人数に応じて定めたとおりとします。
- ・撮影者は、上記の表に定める額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を、撮影終了後の会社が発行する請求書に基づき、指定された期限までに指定された方法により支払うものとします。
- ・会社は、撮影者が撮影料の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、支払期限の翌日から納入された日までの期間に応じ、14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収します。